

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十三号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

様式第二十五号中「埼玉県 環境管理事務所長」を「埼玉県 県」に改め、同様式別紙の備考6中「別表第21」を「別表第20」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、様式第二十五号別紙の備考6の改正規定は、公布の日から施行する。